

2013年2月21日
郵政産業ユニオン 交第9号

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長

坂 篤郎 殿

郵政産業労働者ユニオン

中央執行委員長 廣岡 元穂

2013年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書

郵政産業労働者ユニオンは、2月2・3日の2日間「第1回中央委員会」を開催し、2013年春闘における要求とたたかう方針を決定しました。「2年連続の一時金カットで生活設計は崩れ、ますます生活が苦しくなった」「毎日、超過勤務で36をオーバーしている」「非正規社員の勤務時間・日数が減らされ、雇止めが行われている」など、実態と改善を求める声が、会社の違いを問わず全国の職場から出されました。また、昨秋から2ヵ月間実施された2013春闘アンケートでは、生活実態が明らかになり、同様の悲痛な声が寄せられました。要求書は、こうした職場実態に根差した声として討議し集約されたものです。

第1に、郵政グループ各社の経営状況は、2013年3月期中間決算並びに通期見通で、旧郵便事業会社を除く4社（旧郵便局会社を含む）は黒字決算となっています。旧郵便事業会社についても、損益が大幅に改善し、通期見通しは黒字となっています。また、2社統合による新たな増収も見込まれます。郵政グループ全体で、私たちの賃金引上げ要求に応える体力は充分にあるといえます。

第2に、2013春闘では、大企業の社会的責任が大きく問われています。日本の大企業5000社の内部留保は2011年度で267兆円となっています。一方で、労働者の賃金は下がり続け、郵政グループ社員の所得も減り続けています。日本の景気を回復させるためには、労働者の賃金を引上げ、内需を拡大することが必要です。日本最大の企業である日本郵政グループが、こうした社会的責任を果たすかどうか問われています。

第3に、非正規雇用労働者の割合が増加し続ける中、安定した雇用を創出することは、これもまた日本経済再生の近道です。「希望する人全員の正社員」この道筋をどう明確に化していくのか。さらには、正社員との均等待遇の労働条件をどう確立していくのか、約20万人の非正規社員を抱える郵政グループ各社に問われている課題です。

第4に、要員不足が職場で深刻な問題となっています。毎日のように超過勤務しないと業務が回らない職場実態が全国寄せられています。安定したサービスを提供するために、正社員の大幅増員は緊急の課題となっています。

第5に、改正民営化法が施行され、4社体制が本格的に動き出す年度となります。郵政グループ全体として、健全経営を期す年度でもあり、注目も高まっています。それを支える社員の苦労に報いるためにも、提出された要求書には真摯に答えるべきです。3月13日までに回答が行われことを求めるものです。

記

I 正社員に関する処遇改善について

- 1 正社員の俸給支給額を次の通り引き上げること
正社員については、俸給一人 20,000 円以上引き上げること
- 2 再雇用社員の基本給を次の通り引き上げること
フルタイム勤務社員は、月額 20,000 円以上引き上げること
短時間勤務社員は月額 10,000 円以上引き上げること
- 3 正社員の初任給を大幅に引き上げること
- 4 調整手当について以下の通り改善すること
 - (1) 甲地※地域[都区内]は現行 12%を 15%に、甲地※地域現行 10%を 13%に、甲地域現行 6%を 10%に、乙地域現行 3%を 8%に、それぞれ改善すること
 - (2) 調整手当の支給地域について拡大すること
- 5 扶養手当について以下の通り引き上げること
 - (1) 配偶者 14,500 円とすること
 - (2) 15 歳以上の子 9,500 円とすること
 - (3) 15 歳以下の子 5,600 円とすること
 - (4) 配偶者を欠く子 15,000 円とすること
 - (5) その他の家族 3,000 円とすること
- 6 住居手当について以下の通り引き上げること
 - (1) 借間借地者については家賃の 60%とすること
 - (2) 持家者については 1 か月 9,000 円とし、ローン支払い期間中補助すること
- 7 通勤手当については本人の申告による通勤経路とし全額実費支給とすること
- 8 寒冷地手当を地域の事情に合わせて引き上げること
- 9 超過勤務手当等の引き上げについて
 - (1) 超過勤務手当は超勤時間数に関係なく 100 分 150 とすること
 - (2) 夜勤手当は 100 分 50 とし、午後 10 時から午前 7 時までを支給対象とすること
 - (3) 日曜・土曜出勤手当を新設し、1 回 2,000 円とすること
 - (4) 早出勤務等手当は 1 回 1,000 円支給とし、午前 8 時までと午後 8 時以降終業も対象とすること。
なお、病院看護師については 2,800 円とすること
 - (5) 夜間特別勤務手当は 1 回につき 5,000 円支給すること。なお、病院看護師については 7,000 円、
16 勤については 15,000 円とすること

10 正社員が育児休暇を取得した場合、1か月以下の短期取得については一時金の減額を行わないこと

11 年間一時金を4.4月支給すること

II 非正規社員に関する処遇改善について

1 月給制契約社員の基本月額引き上げについて

(1) 月給制契約社員については、基本月額一人20,000円以上引き上げること

(2) 月給制契約社員の基本月額の最高額を大幅に引き上げること

2 時給制契約社員・パートタイマーの時給引き上げについて

時間給一人200円引き上げ、最低1,200以上とすること

3 年間一金については、正社員に準じた支給とすること

4 非正規社員の正社員登用に関して

(1) 希望する非正規社員は全員、正社員とすること

(2) 月給制契約社員から正社員、時給制契約社員から月給制契約社員への登用要件を抜本的に緩和すること

(3) 非正規社員の登用は整合性のある登用計画とし、年間スケジュールや登用人数を明らかにすること

(4) 選考にあたっては、勤続年数や熟練度を加味した登用制度とすること

(5) 時給制契約社員からの正社員登用を再開すること

5 交通機関のみを利用する場合は通勤手当を全額支給すること

6 割増賃金・手当等について

(1) 1日の勤務時間が7時間以下の者が超過勤務を行った場合、1日8時間週40時間以内であっても割増賃金を支給すること

(2) 時給制契約社員が祝日と非番日が重なり勤務した場合は、160/100の割増賃金ではなく2日分の賃金を支給すること

(3) 早出等勤務手当を正社員と同様に支給すること

(4) 扶養手当を正社員と同様に支給すること

(5) 住宅手当を正社員と同様に支給すること

(6) 寒冷地手当を正社員と同様に支給すること

(7) 年末年始勤務手当を正社員と同様に支給すること

III 大幅増員について

安定したサービスが提供できるように正社員を大幅に増員すること

IV 改正郵政民営化法の抜本見直しについて

- 1 株式の売却は行わないこと
- 2 金融2社に金融のユニバーサルサービスを義務付けること
- 3 消費税増税に伴う手数料アップ等については、郵便料金に転嫁しないこと
- 4 新規業務について、リスク商品は行わないこと

以 上